

「オープンソース・ソフトウェアと特許」

渡辺弘美@JETRO/IPA NY

1. オープンソースと特許を巡る訴訟と議論

2003年3月6日、ソフトウェアメーカーであるSCO Group (SCO)社は、UNIXソースコード著作権をめぐる大手コンピュータ会社のIBM社に対して訴訟を起こした。SCO社は、IBM社が開発したLinuxにはUNIXコードに基づく機能が不正に組み込まれているとして、オープンソースOSとして人気が高まっているLinuxの実質的な“知的所有権”を主張したのである。

SCOは著作権侵害でIBM社を訴えたのを皮切りに、AutoZone社やDaimlerChrysler社などのLinuxユーザ企業までも、自社の権利に基づくライセンス料の支払いを要求するための訴訟を起こしている。IBM社やRed Hat社などのように、提訴された側もSCO社を反訴するなどして、Linuxのソースコードを巡る知的所有権問題の混乱は深まるばかりである。

以下に、SOC社対IBM社の訴訟を中心に、Linuxの知的所有権をめぐる対立関係を整理するとともに、オープンソースと特許に関わる議論の焦点、及び、オープンソース・コミュニティの取り組みについてまとめた。

(1) オープンソースと特許に関する訴訟

① SCO社対IBM陣営

IBM社に対する訴訟を初めとして、現在までにUNIXソースコードの著作権侵害などでSCO社が提訴した企業は4社にのぼる。これに対抗する形でSCO社を訴えている企業は、IBM社とNovell社の2社となっている。Linuxに関する一連の訴訟の核とも言えるSCO社対IBM社訴訟の結果によって、SCO社の将来だけでなく、今後のLinux配布に適用されるライセンス条件の妥当性が大きく左右される可能性があり、関係者の注目が高まっている。同訴訟において、SCO社が主張している点は以下の3点。

- IBM社は、SCO社が著作権を保有するUNIX System Vの派生物であるAIXを不正に利用している。
- IBM社は、UNIXコードの一部をそのままLinuxカーネルにコピーしている。

- IBM社はUNIX System Vの構造やシーケンスを許可やライセンスなしでLinux開発者たちに提供しており、そのままの形ではないにしても、そこでは明らかな流用が行われている。

SCO社は、「IBM社は、SCO社が著作権を保有するソースコードの派生物を自社のLinux製品に意図的に組み込んだ」ということを証明するために、十分な証拠を提示しなければならないものの、もしその主張が認められれば、SCOの知的財産権が、Linuxに適用されているGNU GPL (General Public License)の下で侵害されていることになる。

これに対しIBM社は2003年8月6日、SCOを逆提訴し、IBM社は、SCO社がIBM社の主要製品とLinux、UNIXを不当に非難・攻撃し、IBM社のビジネスに有害な影響を及ぼしているとした。また、SCO社が十分な警告なしに、UNIX System Vのコードに対してIBM社が保持していたはずの「永続的で取り消し不能な」ライセンスを取り消したとIBM社は主張している。さらにIBM社は、SCO社がGNU GPLの下でLinux製品を使用、販売していたことを指摘、このことは、「SCOが他社の違反を追及しているUNIXライセンス契約に、同社自身が違反していたことを意味する」と述べている。GPLでは、対象となるソフトウェアが商用化された場合でも、そのソフトウェアのソースコードを公開し、自由な再配布を許可することを義務づけている。また、IBM社は訴状の中で、自社が保有する4件の特許をSCO社が侵害しているとも主張した。

また、Linux分野においてIBM社のパートナー企業であるRed Hat社は、Linux陣営を代表する形でSCO社に対抗、同社の提訴に打って出た。Red Hat社は、「SCO社が進めている訴訟攻勢は、誤解を招きやすい誤った主張に基づいたもので、その目的は顧客がLinux、ひいてはRed Hat社への投資に慎重になるように仕向けることにほかならない」と主張している。訴えられたSCO社は、裁判所に対して訴訟の棄却を請求したが、判事はSCO社とIBM社の訴訟に決着が付くまでSCO社とRed Hat社の裁判を延期することを決定。その後、Red Hat社はこの決定の見直しを求めているが、まだ判断は下されていない。

SOC 社と Linux の知的所有権をめぐる主な出来事

| 年月日 | 出来事 |
|-------------|--|
| 2003年3月6日 | SCO 社、UNIX ソースコード著作権をめぐり IBM 社を提訴。 |
| 2003年3月 | OSI、SCO 社を非難する内容のポジションペーパーを発表。 |
| 2003年5月 | SCO 社、Fortune 1000、Global Fortune 500 の企業に対し、Linux 使用時の知財法的危険性を訴える書簡を送付。 |
| 2003年8月4日 | Linux 開発販売会社である Red Hat 社、SCO 社に対して、自社が SOC 社の知的所有権の無侵害の確定判決を求める訴訟を起こす。 |
| 2003年8月6日 | IBM 社、SCO 社を逆提訴。 |
| 2003年9月15日 | SCO 社、Red Hat の訴訟は問題とするべきことがないとして、裁判所に棄却を申請。 |
| 2003年10月2日 | SCO 社、Red Hat 関連訴訟での証拠開示手続きの停止を申請。 |
| 2004年1月20日 | SCO 社、Novell 社を UNIX 著作権をめぐる名誉毀損で提訴。 |
| 2004年3月3日 | SCO 社、ユーザ企業である DaimlerChrysler 社を UNIX ライセンス違反で提訴。 |
| 2004年3月3日 | SCO 社、AutoZone 社の使用している Linux システムが SCO 社の有する UNIX コードの著作権を侵害しているとして、AutoZone 社を提訴。 |
| 2004年4月6日 | SCO 社が要求した Red Hat 社訴訟の棄却は却下。証拠開示の手続きは、SCO 社と IBM 社間の訴訟が終了するまでの間停止が決定される。 |
| 2004年4月21日 | Red Hat 社、証拠開示手続き停止の棄却を申請。 |
| 2004年12月21日 | SCO 社による DaimlerChrysler 社への訴訟が棄却される。 |
| 2005年3月31日 | Red Hat 社による証拠開示手続きの停止却下申請が却下。 |
| 2005年7月29日 | Novell 社、SCO 社を UNIX コードの著作権を巡る名誉毀損で逆提訴。 |
| 2006年2月21日 | IBM 社が、Microsoft 社、Hewlett-Packard 社、Sun Microsystems 社、BayStar Capital 社を召還要請。 |
| 2006年7月3日 | IBM 社に対する SCO 社のクレーム、294 のうち 184 のクレームが、Utah 州地方裁判所により無効と裁定。 |
| 2006年9月22日 | Novell 社による証拠開示手続きの中で、SCO 社が Microsoft 社と Sun 社に Novell 社が所有する UNIX 関連技術を提供していたことが発見される。 |
| 2007年2月（予定） | SCO 社と IBM 社、法廷での議論を開始。 |

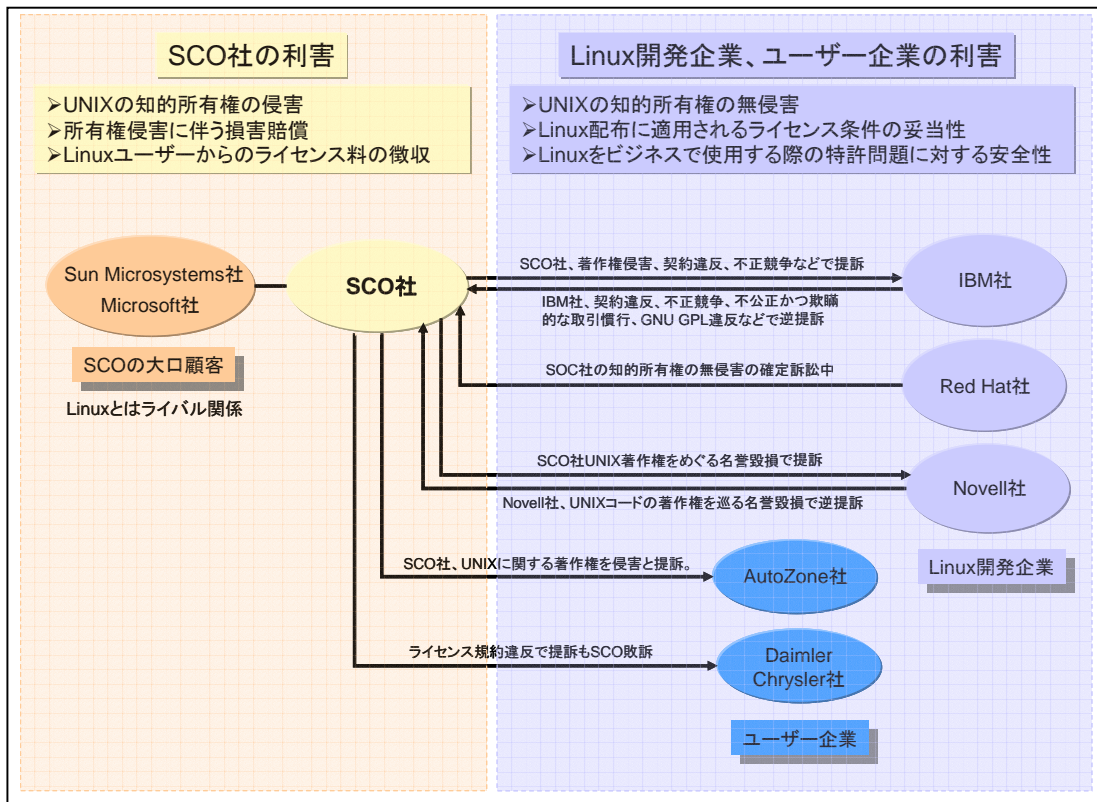
② SCO 社による訴訟の背景

SCO 社が UNIX System V のソースコードの所有権を主張し、IBM 社や Linux 関連企業に対して訴訟を起こし始めたとき、Linux 支持者たちの間では、Windows を提供する Microsoft 社が Linux に脅威を感じ、Linux 市場を停滞させるために、SCO 社に対して資金援助を行っているのではないかとの噂が広まった。Microsoft 社は

同社の「大口顧客」であり、SCO社の2003年度の売上高7,900万ドルのうち25%がMicrosoft社との取り引きによるものであった。また、Microsoft社は、SCO社の優先株を所有していることもあり、SCO社に対する同社の影響力は大きい。

このほか、Sun Microsystems社も、SCO社を支援しているのではないかとの憶測がなされていた。SCO社にとってSun社は、Microsoft社に次ぐ大口顧客であり、Sun社関連の売上高がSCO社の2003年度の売上高の15%を占める。Sun社はMicrosoft社のライバル企業として知られるが、同社のUNIX OSの「Solaris」は対抗馬であるLinuxに押され気味という状況で、オープンソースと特許の問題に関しては、両社の利害が一致した格好になる。

SCO陣営対Linux陣営の利害関係



さらに、Novell社対SCO社の訴訟における証拠開示手続きの中で、Novell社所有のUNIXの関連技術がSCO社からMicrosoft社、Sun Microsystems社に提供されていたことが発見されており、SCO社と両社の関係が浮き彫り、噂の信憑性が高まっている。

(2) オープンソースと特許に関わる議論の焦点

① 「Intellectual Property-Left?」の波紋

こうした Linux を巡る企業間の訴訟合戦が続く中、「Linux の生みの親は本当にトーバルズ氏なのか」を問う報告書で物議を醸したシンクタンク Alexis de Tocqueville Institution (AdTI) は 2005 年 4 月、オープンソース開発モデルの法的リスクを指摘する調査報告書「Intellectual Property –Left?」を発表した。

同社はこれまでも、セキュリティ上の懸念などから、オープンソース開発モデルに対して批判的な姿勢を示してきたが、今回の調査報告書「Intellectual Property -Left?」の中では法的観点から、オープンソース・ソフトウェアは訴訟の洪水をもたらす時限爆弾かもしれないと分析、オープンソースが既存の知的財産法の概念と対立するものであると主張した。

同報告書の執筆者である Kenneth Brown 氏は、「オープンソース開発慣行の多くが、知的財産権保護に関連するベストプラクティスと衝突することは明白である。意図的または無意識であるにしても、オープンソース・ソフトウェアの利用者、開発者、販売者は、従来の知的財産法と対立している」と述べている。また、知的財産法との対立を生む可能性がある要素として「ライセンス、帰属、匿名性、派生物、補償」の 5 つを挙げている。

中でも同氏は、多くのオープンソース貢献者が大手 IT 企業に勤務していることを問題視しており、「日々、雇用・発明・知的財産に関する契約の恩恵を受けているこれら企業の社員が、空き時間に、あるいは就業時間中にも、アイデア、コード、製品を自由にオープンソース・プロジェクトに捧げている」とし、このような状況がオープンソース・プロジェクトに寄贈されたコードの所有権をめぐる法的議論の源となるとして、「企業に不満を持つ社員」が企業秘密をオープンソース・プロジェクトに寄贈して暴露するといった可能性を指摘している。

また、同氏は、オープンソース・プロジェクトをめぐる、知的財産権の侵害が起きていないとは考えられないとしており、現在は侵害が起こっていても、不問にされているケースが多いのではと結論づけている。オープンソースは小国や貧しい国が欧米と張り合える手段として、メディアが「解放の技術」として賞賛していることもあり、オープンソースによって侵害を受けた場合でも、侵害を訴えることによってメディアから非難される可能性が高いため、現在は表立って訴訟を起こしていないのではないかと推測。さらに同氏は、Linux のビジネス利用を推進する非営利団体 Open Source Development Labs (OSDL) の CEO である Stuart Cohen 氏などをはじめとし、オープンソース支持者達は、侵害問題に対して大胆に厚かましい反論を唱えているが、今後は、音楽業界で繰り広げられている知的財産権をめぐる訴訟が、ソフトウェア業界でも増加していくと見ている。そのため、今後オープンソースに関わっていくソフトウェア開発者や企業などは、訴訟の可

能性、訴訟要因について自問しなくてはならないとして、オープンソース開発モデルの危険性を強調した。

一方、このような AdTI の立場を批判している業界関係者も多い。その多くが、同シンクタンクは Microsoft 社から資金援助を受けているため、オープンソース開発モデルに関して中立の立場にいないと指摘（同社は、AdTI 以外にも、American Enterprise Institute (AEI)、Center for Strategic and International Studies (CSIS)、Heritage Foundation、Cato Institute など複数のシンクタンクに資金を援助）。AdTI と Microsoft 社は、両社が支援関係にあるという事実を認めてはいるが、資金援助の詳細については公表していない。しかし、資金援助の如何に関わらず、AdTI はオープンソース開発モデルに関して一貫して批判的な姿勢を示してきており、反オープンソースの旗手として議論を展開する中心的機関の 1 つとなっている。

② オープンソース開発などに弊害をもたらす特許制度の濫用

AdTI が指摘するようなオープンソース開発の問題と並び、オープンソースを含むソフトウェア開発の将来にとってマイナスとなるような特許制度濫用に関する議論も高まっている。

Public Patent Foundation (PUBPAT) は、米国における特許制度の濫用を制限することを目的として、2003年に設立された特許監視団体である。特許制度によって公益が損なわれることを防ぐための活動を行っている同団体は、現在特許を所有する大半のソフトウェア技術には既に先行技術が存在しており、そのような技術は特許を取得する資格はないとし、不合理な特許政策を改善するため、米国特許商標局 (USPTO) に対して、不当に発行された特許の再審査や無効手続きなどを行うよう要求している。特許弁理士で、同団体の創設者兼事務局長を務める Daniel Ravicher 氏は、オープンソース・コミュニティ支持者同様、現在のソフトウェア特許制度は特許所有者の金儲けの手段として利用されているだけであり、ソフトウェア技術の進展を妨げていると考えている。また、同団体の活動には、オープンソース・ソフトウェアの推進者であり、Free Software Foundation の顧問弁護士兼 Software Freedom Law Center (SFLC) の会長である Eben Moglen 氏も同団体のディレクターとして参加している。

同団体は2004年、Microsoft社のファイルシステムであるFAT(File Allocation Table) 関連特許のうち「517特許」は「新規性がないため特許無効」と主張し、USPTOに再審査を請求したことで一躍有名になった。Microsoft社以外にも、今年に入り、Forgent Networks社の所有するJPEG関連特許の有効性に関する再審査を請求するなど、世界中で大々的に利用されている技術の特許に対し、それら特許の有効性を問うことを積極的に行っている。

また、同団体は2006年10月、Microsoft社やForgent社の特許問題だけでなく、ソフトウェア特許に関する動向を追ったウェブサイト「Software Patent Watch」を立ち上げた。同団体はソフトウェア関連特許以外でも、特許制度の濫用を食い止めるべく、USPTOに再審査を請求している。

PUBPAT が再審査を請求した主な特許

| 請求日 | 特許所有組織・会社 | 特許 | 結果 |
|----------|-------------------|----------------|--|
| 2004年2月 | コロンビア大学 | 同時形質転換技術 | 2004年12月、コロンビア大学は同特許における権利を放棄すると発表。 |
| 2004年4月 | Microsoft社 | FAT | 2004年9月、USPTOは一時、同特許を無効にする仮決定を下したが、2006年1月に有効性を認める最終決定を発表した。 |
| 2004年9月 | Pfizer社 | Liptor | 2005年6月、USPTOは同特許を無効とする判決を下した。 |
| 2005年11月 | Forgent Networks社 | JPEG | USPTOはForgent社の保有するJPEG特許の再審査を行った結果、2006年5月に一部の請求項を無効とした。 |
| 2006年9月 | Monstant社 | 植物などの遺伝子組み換え技術 | PUBPATは、USPTOへ同特許の再審査を求める書類を提出。 |

③ オープンソース・コミュニティが分裂？ : GPL v3 を巡る論争

Free Software Foundation (FSF) は2006年1月、マサチューセッツ工科大学で開催されたGPL v3策定に関する国際会議において、GNU GPL バージョン3の草案（第1版）を発表した。1991年にバージョン2が発表されて以来15年ぶりの改訂となるGPLの草案は、FSFの創設者で、GNUプロジェクトを設立したRichard Stallman氏、及び、FSFの法律顧問弁護士およびSFLCの会長を務めるEben Moglen氏によって共同で起草された。同草案は、ソフトウェア特許訴訟からユーザを保護することを目的として、デジタル著作権管理（DRM）と特許に関する項目が新たに追加されており、ソフトウェア業界において様々な議論を呼んでいる。

ソフトウェア業界が特に注目しているのは、「デジタル著作権管理（DRM）に関わっているプログラムによる GPL ソフトウェアの使用禁止」、「GPL が適用されているソフトウェアの特許保有者による特許侵害訴訟の制約」など、GPL バージョン2にはなかった条項である。バージョン3は、GPL を適用したソフトウェアのユーザが特許訴訟に巻き込まれるのではないかとというソフトウェア業界関係者の懸念を軽減するために改訂作業が行われているが、同バージョンに対して多くの批判も寄せられている。

GPLバージョン3の草案に対し、特に難色を示しているのは、Linus Torvalds氏をはじめとしたLinuxカーネルの開発者たちである。Linuxカーネルは現在GPLバージョン2を採用しているが、Torvalds氏はバージョン3の草案に新たに加えられたDRMを抑制する条項に意義を唱えており、Linuxカーネルがバージョン3に切り替えることにはならないだろうと述べている。FSFがDRMを抑制する条項を追加した背景には、TiVoのDVRがLinuxでも特定のバージョン上でしか動作しないといったような現状を改善するという目的もある。GPLの起草者であるStallman氏率いるFSFは、DRM技術はソフトウェアの自由を抑制する技術だと考えており、そのような技術を導入しているハードウェアがGPLライセンス下のソフトウェアを利用することを禁止している。それとは反対に、Torvalds氏は、DRMはコンピュータ・セキュリティ上、必ずしも悪い技術ではないと考えており、ソフトウェアのライセンスがハードウェアのセキュリティに関する事まで制約する権限はないと述べている。Torvalds氏に続き、Linuxのプログラマ10人が現在のGPLバージョン3の草案に反対するとしてポジションペーパーを発表。同書の中で、GPLバージョン3によってオープンソース・コミュニティが分断される恐れがあることなどを懸念していると述べられている。

GPLバージョン3に関して、Stallman氏率いるFSFとTorvalds氏を含めたLinuxの開発者たちの意見が分裂するなか、オープンソース業界の大手企業であるRed Hat社やMySQL社は、バージョン3の最終版が発表されるまでコメントを控えるとし、沈黙を貫いている。また、近年、自社開発ソフトウェアのオープンソース化に積極的なSun社も、同社の弁護士たちがバージョン3の動向を注意深く観察しているという。

そんな中、Sun社は2006年11月、GPLバージョン2の下でJavaソフトウェア「Java Platform Micro Edition (Java ME)」と「Java Platform Standard Edition (Java SE)」のソースコードを公開すると発表した。また、これまで自社策定オープンソース・ライセンス「Common Development and Distribution License (CDDL)」の下で公開していた「Java Enterprise Edition (Java EE)」にもGPLバージョン2を適用するとしている。今回、JavaソフトウェアにGPLバージョン2を適用したSun社であるが、同社社長のJonathan Schwartz氏は2006年1月に自身のブログの中で、同社のOS「Solaris」にはGPLバージョン3の適用を検討しているとしていると述べており、今後の動向が注目されている。

FSFは2006年7月、Linux開発者たちから多くの批判を受けたDRMやソフトウェア特許に関する条件を緩和した第2版を発表したが、GPLバージョン3に対するTorvalds氏やその他のLinuxカーネル開発者たちの反応は依然として変わっていない。同団体は、草案の見直しや訂正をウェブサイト上で行っており、現在発表されている草案に対してユーザが自由に意見を述べるできるようになっている。GPLバージョン3の最終版は、2007年2月に策定される予定となっている。

るが、それまで、DRM やソフトウェア特許の条項に関する論議は続くと予想される。多くのオープンソース・ソフトウェアは現在 GPL バージョン 2 を適用しているが、それらのソフトウェアが今後バージョン 3 に切り替えるかどうかは疑問である。

(3) Software Freedom Law Center

オープンソース開発における特許問題を含める法的議論が混迷を極める中、オープンソースを支持する立場として、2005年1月、オープンソース・ソフトウェア・プロジェクト及びそれに関わる開発者達に対して、無報酬で法的支援を提供することを目的とし、「Software Freedom Law Center (SFLC)」がニューヨーク市に設立された。同センター設立にあたり、オープンソース推進団体である OSDL から 400 万ドルの資金援助を受けている。

同センターの理事会メンバーは、Free Software Foundation の法廷代理人を務めていたコロンビア大学法学部教授の Eben Moglen 氏を会長とし、OSDL の General Counsel である Diane Peters 女史、スタンフォード大学法学部教授 Lawrence Lessig 氏、及び、World Wide Web Consortium の理事長を務め、マサチューセッツ工科大学 (MIT) のコンピュータサイエンス及び人工知能研究所の研究者である Daniel Weitzner 氏の 4 名によって構成されている。同センター会長の Moglen 氏は、オープンソース発展を阻止しようとする次々に持ち上がる法的問題を解決する上で、このような組織の必要性が日に日に増していると述べており、同センターでは、自衛手段を持たないフリー/オープンソース・ソフトウェア (FOSS) プロジェクトおよびその開発者の権利と利益を保護するための法的サービスを提供するとしている。

同センターは主に以下 4 つの分野における法的サービスを提供している。

- ① 財産管理 (Asset Stewardship) : SCO 社のような第 3 者から知的所有権に関するクレームなどが、企業によるフリー/オープンソース・ソフトウェア導入の障害とならぬよう、FOSS コミュニティの権利を保護、推進していく。
- ② ライセンシング (Licensing) : 同センターは、Free Software Foundation による GNU General Public License (GPL) v.3 の開発に関わるなど、クライアントによる FOSS ライセンス開発の取り組みに参加している。
- ③ ライセンス弁護および訴訟支援 (License Defense and Litigation Support) : FOSS のライセンス問題に関する弁護、及び、訴訟支援を提供している。また、同センターは FOSS の使用・開発における争議の支援も行っている。

- ④ 法律相談および弁護士訓練 (Legal Consulting and Lawyer Training) :
長期に亘り FOSS コミュニティの法的安定性を確立するため、同センターは法律相談および弁護士訓練を提供している。

このほか、SFLC は FOSS プロジェクトの運営・管理などを支援するため、「Software Freedom Conservancy (SFC)」を発足させた。同管理委員会では、資金調達や法的サービスの無償利用など、各 FOSS プロジェクトが体制を整え、活動していけるような支援を行っていくという。

特許監視団体の Public Patent Foundation (PUBPAT) の事務局長で、SFLC の法務部長 (Legal director) を務めている Daniel Ravicher 氏によると、これにより、各 FOSS プロジェクトが個別に非営利組織として申請をすることなく、SFC の法的支援の傘下で活動できるようになるとしている。SFC が各プロジェクトに代わって法人として機能することで、各プロジェクトが助成を受けられるような仕組みとなっている。また、同氏は、SFC の下で活動する FOSS プロジェクトは、特許侵害で企業から訴えられた場合でも、賠償要求を受けるのは法人である SFC の財産だけであり、各プロジェクトの責任者などが個人的債務を負わずに済むようになるとし、今後は各 FOSS プロジェクトの開発者ではなく、(SFC のような) 法人団体に寄付が集まるようになるだろうと述べている。なお、SFC が参加プロジェクトに対して料金や寄付の分配を要求することは一切なく、プロジェクトはいつでも自由に SFC から脱退できるとしている。

SFC への参加は特に困難なものではなく、書面上で FOSS プロジェクトとしての継続を約束するのならば、どのような FOSS プロジェクトでも参加資格があるという。そのほかの条件として、SFC を通じて集めた資金を、非営利組織のミッションに反する目的で利用しないということが提示されている。SFC の参加プロジェクトは SFLC に申請手数料約 200 ドルを支払うだけで、新たに費用が請求されることはない。また SFLC の運営費などに関しては、同センターが独自に資金調達を行うため、各プロジェクトが心配する必要はないとしている。Ravicher 氏は、SFLC のクライアントが SFC に参加する義務はないことを強調しており、SFC への参加は各 FOSS プロジェクトが最終的に独自の非営利組織へとスピンオフするための出発点であるとしている。

2. オープンソースを推進する業界団体

これまで見てきたように、オープンソース開発を巡る法的議論は收拾の兆しを見せない。しかし、その一方で、オープンソース開発によるメリット追及を目指し、オープンソースを推進する勢いは衰えることなく拡大している。ここでは、

オープンソース支援団体・組織の増加を狙い、オープンソースを推進している3つの業界団体・連合、Open Source Initiative (OSI)、Open Source Development Labs (OSDL)、Open Invitation Network について、その設立目的や活動内容などについて述べる。

(1) Open Source Initiative (OSI)

Open Source Initiative (OSI) はオープンソースの啓蒙活動を行っている非営利団体であり、1998年に Bruce Perens 氏と Eric S. Raymond 氏によって創設された。同団体は、オープンソース・プロジェクトに求められる配布やライセンス形態を定義した文書「Open Source Definition (オープンソース定義)」を発行し、オープンソースのライセンスを承認し、承認したライセンスの啓蒙活動なども行っている。同団体は、パケットドライバを販売する Crynwr Software 社、Linux のベンダ団体である Linux International、ウェブブラウザである Netscape Navigator など有名な Netscape Communications 社、及び、IT 関連メディア企業である O'Reilly Associates 社などによってサポートされている。また、同団体は、IBM 社をはじめとして、Novell 社、Apple 社、HP 社、Sun 社、SGI 社、シャープ社、Red Hat 社、ActiveState 社などの大手 IT 企業をオープンソース・サポート企業としてウェブサイト上で紹介している。OSI は米国だけでなく世界各地においてオープンソースを推進していくために、2005年4月、理事会の定員を5名から10名に増員している(新しく OSI の理事メンバーとして加わったのは、ブログのインデックスサイトを運営している Technorati 社の副社長で、Internet Corporation For Assigned Names and Numbers (ICANN) の理事も務める伊藤穰一氏、ブラジル最大の Java ユーザ・グループ SouJava の会長で、Summa Technologies 社のシニアコンサルタントの Bruno Souza 氏、Google 社のオープンソース・プログラムのマネージャである Chris DiBona 氏、オンラインジャーナル「First Monday」の編集長で、オランダの Maastricht 大学 International Institute of Infonomics でプログラムマネージャを務める Rishab Aiyer Ghosh 氏、IBM 社の元プログラマで、スリランカでオープンソースを推進する非営利財団 Lanka Software Foundation を設立した Sanjiva Weerawarana 氏の5名)。

OSI は現在、BSD license や MIT license をはじめ、Mozilla Public License v. 1.0 (MPL) など 50 以上のライセンスをオープンソース・ライセンスとして認定している。また、オープンソース・ライセンスとして認定されたものの中には、Linux に適用されている GPL や、Apache ウェブサーバに代表される Apache Software Foundation のソフトウェアに適用されている Apache Software License など、すでに広く普及されているものもある。

これらのライセンスはオープンソース定義を基に認定されており、ソースコードへのアクセス、ソフトウェア頒布の許可、ライセンスの配布などを含めた 10 項目の条件を満たしていなくてはならない。

OSIのライセンス認定条件

1. 自由な再頒布の許可
2. ソースコードの同梱
3. 自由なソースコードの編集、及び、派生ソフトウェア頒布の許可
4. オリジナル・ソースコードの完全性の保持
5. ライセンス使用者に対する差別の禁止
6. 適用分野の制限を禁止
7. ライセンス配布の許可
8. 特定製品でのみ有効なライセンスの禁止
9. 他ソフトウェアを制限するライセンスの禁止
10. 技術的な中立性を保持

現在、オープンソース・ライセンスの数は増加する一方であり、その中には各種組織や企業固有のものも多い。たとえば、Sun 社は 2004 年 1 月、Common Development and Distribution License (CDDL) という同社 OS 製品「Solaris」に関するオープンソース・ソフトウェア向けのライセンスを発表している。こうした傾向が強まることに対して、オープンソースを採用しているベンダ各社は、ライセンスの乱立によって、オープンソースの普及が妨げられる可能性があるとの懸念を示している。ライセンスの数があまりにも多くなると、ライセンスの互換性などといった問題が生じ、今後のオープンソース・ソフトウェアの販売も難しくなる恐れがあるとの意見があがっている。

HP 社の Linux 担当副部長で、OSDL 理事を務める Martin Fink 氏は、2005 年 2 月に行われた LinuxWorld 会議の基調講演において、オープンソース・ライセンス認定に関して OSI が果たした役割を批判、OSDL の CEO である Cohen 氏に対し、OSI と共同でこの問題を解決するよう要請したと述べた。同氏は、現状のライセンス認定プロセスでは、単に特定の仕様を順守しているかが審査されるだけで、オープンソース業界のビジネスモデルを更に革新する力がそのライセンスにあるかどうかは見過ごされているとし、OSI のライセンス認定制度に苦言を呈した。様々な製品間でライセンスの互換性がなければ、異なるオープンソース・プロジェクト間でコードの共有ができなくなる。その結果、オープンソース・ライセンスの氾濫は、様々なソフトウェアを導入している法人顧客への販売を妨げるものになりかねないからである。

OSIは2004年から、このようなライセンスに関する問題について研究を行っている。OSIは当初、オープンソース・ライセンスの認定に関し現状よりも厳格な基準を設けることで、独自のライセンス策定に歯止めをかけることができるが、オープンソースのライセンス認定を行っている各組織が互換性のないライセンスを認定し続けた場合、ライセンスの数を減らしたとしても、異なるプロジェクト間のコード共有の問題が解決されるとは限らないとしてきた。

しかし、現在では、上記のような指摘や提案を受けて、OSDLの理事会メンバーとも協力体制をとっている。OSIは2005年4月には、オープンソースのライセンス数削減に向けた取り組みに関するポジションペーパーを発表、今後は少数のライセンスを優先オプションとして推進していく方針を打ち出した。

これまでに承認された50種類以上のオープンソース・ライセンスのうち、どのライセンスを優先オプションとして推進するかはまだ決定していない。また、Intel社は自社のオープンソース・ライセンスをOSIが推進するライセンス・リストの中から削除したが、同社のオープンソース・ライセンスを使用しているソフトウェアが存在する限り、オープンソース・ライセンスとして存続する。このように、オープンソース・ライセンスを削除することは、簡単ではないとの指摘もあり、OSIの今後の動向が注目される。

(2) Open Source Development Labs (OSDL)

Open Source Development Labs (OSDL)は、Linuxの更なる発展を図るために2000年に創設された非営利団体であり、企業ユーザにLinuxベースのOSを普及していくことを目的としている。Oregon州Beavertonを拠点に活動をしているOSDLは、日本の東京及び中国の北京にもオフィスを持っているほか、Oregon州Portland郊外と日本の横浜市に研究施設を所有している。

オープンソース・ソフトウェアとLinuxシステムを電気通信業界、データセンタ、及び企業のデスクトップに幅広く導入してもらうために、オープンソース開発プロジェクトの支援などを行っており、Linuxを含めたオープンソース・ソフトウェアの開発者に対して、最先端のコンピュータやテスト施設を提供している。またOSDLは、Linuxカーネルの生みの親であるLinus Torvalds氏やLinux及びUNIXとWindows間でファイルの共有を行うことができるソフトウェア「Samba」の開発者であるAndrew Tridgell氏など、数名の主要Linux開発者をフェローとして支援している。IBM社、Google社、富士通社、日立社、HP社、Red Hat社、Intel社、NEC社などをはじめ、世界中のLinuxユーザ及び、IT業界のリーダ的存在である70の企業や団体がメンバーとして参加しており、同団体はメンバーから資金援助を受けて運営している。

OSDLは、Linuxやその他のオープンソース・ソフトウェアの普及促進を図るためのプロジェクトをいくつか展開しており、そのひとつにオープンソース・ライセンスや特許情報の共有化を目指した「Patent Commons」と呼ばれるプロジェクトがある。同プロジェクトの一環として、同団体は、オープンソース・コミュニティに提供されたソフトウェアの特許などに関する情報をデータベース化した「Online Patent Commons Reference Library」を開設した。オープンソース・ソフトウェア開発者、ユーザ、および、ベンダは、検索機能を利用することで、500を超える数の特許やソフトウェアの標準技術に関する情報にアクセスすることが可能となった。オープンソース・ソフトウェアのライセンスが増加していく中で、データベースを使うことによってオープンソース開発者たちが、よりライセンスを利用し易くなり、特許関係の訴訟に対する恐れを減じることになると、OSDLのCEO、Stuart氏は説明している。同プロジェクトは、Intel社、IBM社、Sun社、Computer Associates社、Nokia社、Ericsson社、Red Hat社などの大手IT企業の支持を得ている。

Patent Commonsのほかにも、同団体は、オープンソース・ソフトウェアやその開発者を保護する取り組みを行っている。「Open Source as Prior Art Project」は、質の悪い特許の数を減らすことを目的としたプロジェクトである。同プロジェクトは、「ソーシャル・タギング (Social Tagging)」のメカニズムを利用し、オープンソース・ソフトウェア・コードやドキュメンテーションを容易に収集したり、検索したりすることを可能にしている。これにより、関連するさまざまな情報が提供され、特許の公開後、その特許が開発者や訴訟の被告に不利な形で利用されないようにし、また米国特許商標局 (USPTO) がより正当な判断を下せるようになる環境整備を支援するとしている。OSDLとUSPTOは2006年9月、Oregon州BeavertonにあるOSDLの本部で、Open Source as Prior Art Projectや今後のソフトウェアのタグ情報作成に関するワークショップを開催している。

しかし一方で、OSDLとUSPTOの取り組みに対し、Free Software Foundationの創始者であるRichard Stallman氏のように、同プロジェクトに対して批判的な見方を示す識者もいる。同氏は、Open Source as Prior Artプロジェクトがソフトウェア特許の問題に対して解決策を提供しているように見えるが、根本的な解決にはつながらないと指摘しており、ソフトウェア特許そのものの廃止を求めている。

これに対してOSDLは、ソフトウェアのタグ情報を付与することが長期的な解決策ではないことを認めているが、このような短期的な取り組みが、将来の長期的改革につながっていくのだと主張。OSDLの法律顧問を務めるDiane Peters女史は、ZDNet UKの取材に対して、「同団体は、現実的な見通しと達成可能な目標を立ててソフトウェア特許の問題に取り組んでいる」と述べた。同女史は、その取

り組みのひとつとして、質の低い特許の数を減らしていくことを目的に、USPTO がより正当な判断を下すために必要な情報を提供していると語っており、同プロジェクトがソフトウェア特許とオープンソースにもたらす将来の影響について注目される。

(3) Open Invention Network (OIN)

Open Invention Network (OIN) は 2005 年 11 月に、IBM 社、Red Hat 社、Novell 社、Phillips 社、ソニー社によって共同で New York 州 Pound Ridge に設立された特許管理会社である。2006 年 9 月には、半導体大手の NEC 社が出資を行い、メンバーとして参加した。同社は、上記 6 社からの出資金を使って Linux 関連の特許を企業から買い取り、Linux 環境において特許権を行使しないことを条件にし、ロイヤルティ・フリーで同社が保有する特許の使用を許諾している。同団体は利益を上げることが目的ではなく、Linux 環境を整えていくことを目的としている。

OIN 社 CEO であり、以前は IBM 社の知的財産およびライセンス事業部門副部長を務めていた Jerry Rosenthal 氏は、「世界規模での経済成長をもたらすような技術革新を推進するにはオープンな協調が欠かせない。Linux OS に関しては、共同作業への障害がその革新を阻む可能性がある。したがって、ソフトウェア改革を止めないためには、OIN が標榜する Linux に関する新しい知的財産管理モデルの確立が必要である」と述べている。

同氏によると、2006 年 10 月までに申請中のものも含め、約 100 件の特許権を購入しており、特に設立後 1 年間は特許ポートフォリオを構築するために企業からの特許の構築の力を注いでいたという。同社ポートフォリオには、Novell 社傘下の JGR 社が倒産した E コマース・ソリューション企業 Commerce One 社から買収した B to B 関連特許 35 件も含まれている。同社は特許権購入対象として、Linux のカーネルのみならず、アプリケーション、ミドルウェア、コマンドなども含んでおり、例えば Apache、Eclipse、Evolution、Fedora Directory Server、Firefox、GIMP、GNOME、KDE、Mozilla、MySQL、OpenLDAP、OpenOffice.org、Perl、PostgreSQL、Python、Samba、SELinux、Sendmail、および、Thunderbird などが挙げられる。

OIN 所有特許一覧

| 特許番号 | タイトル |
|-----------|--|
| 7,058,886 | Method and Apparatus for Declarative Error Handling and Presentation |
| 5,764,989 | Interactive Software Development System |
| 5,848,274 | Incremental Byte Code Compilation System |
| 5,884,083 | Computer System to Compile Non-Incremental Computer Source Code to Execute Within an Incremental Type Computer System |
| 6,067,413 | Data Representation for Mixed-Language Program Development |
| 6,125,391 | Market Makers Using Documents for Commerce in Trading Partner Networks |
| 6,226,675 | Participant Server Which Processes Documents for Commerce in Trading Partner Networks |
| 6,542,912 | Tools for Building Documents for Commerce in Trading Partner Networks and Interface Definitions Based on the Documents |
| 6,591,260 | Method of Retrieving Schemas for Interpreting Documents in an Electronic Commerce System |
| 6,687,896 | Computer System to Compile Non-Incremental Computer Source Code to Execute Within an Incremental Type Computer System |
| 6,751,600 | Method for Automatic Categorization of Items |
| 6,993,506 | Method and Device Utilizing Polymorphic Data in E-Commerce |
| 7,036,072 | Method and Apparatus for Declarative Updating of Self-Describing, Structured Documents |

特許ポートフォリオが充実してきた OIN 社は現在、同社が保有する特許利用を許諾するライセンスを募集しており、同社 CEO の Rosenthal 氏は 2006 年 10 月、ライセンス募集を呼びかけることを目的に、中国、韓国、日本などを訪問した。

また、同社は特許保有企業に対して、同社が保有する特許使用の許諾と引き換えに、Linux コミュニティへの特許開放への合意を取り付けるクロスライセンスを行っている。業界関係者によると、この方法は自社開発を行っており他社の特許も利用する大手企業には有効であるが、自社で開発を行っておらず、特許の使用料を他企業に要求するだけのパテント・トロール企業に対しては効果的ではないとされている。現在、OIN 社が特許利用を許諾している企業は、同社に出資した 6 社にとどまっている。

3. 企業による特許開放戦略

個人のソフトウェア開発者だけでなく、現在では、Linux 関連ソフトウェアをはじめ、オープンソース・ソフトウェアの開発や特許の開放に関わっている企業が増加している。その中でも、IBM 社、Sun 社、Novell 社など、大手 IT 企業によるオープンソース・コミュニティへの積極的な参加が目立っている。ここでは、オープンソース・プロジェクトに深く関わっている IBM 社、および、Solaris のオープンソース化に乗り出した Sun 社の動向を中心に、大手ソフトウェアベンダ各社の取り組んでいる特許開放戦略についてまとめる。

(1) IBM 社

IBM 社が 2005 年に取得した特許の件数は 2,941 で、過去 13 年連続、米国における特許取得数ナンバーワンの座を保っている。現在米国において 2 万 6,000 件の特許を持つ同社であるが、他企業よりも積極的に特許の開放を行っており、オープンソース特許問題や、特許品質の向上を目指した取り組みなどを行っている。ここでは、同社の特許開放戦略の一部として、Patent Commons Project 及び IP Marketplacewiki の活動を報告する。

① Patent Commons Project

IBM社は、2005年1月、同社が保有する500件の特許を開放し、オープンソース・プロジェクトにおいて自由な使用を可能にした。オープンソース・ソフトウェアの開発者たちは、オープンソース・ソフトウェアに利用する限り、特許侵害を恐れずに、同社が開放した500件の特許を無償で利用することができる。これは、ソフトウェアの開発者のみならず、オープンソース・ソフトウェアを使用しているエンドユーザにも適用されている。

対象となる500件の特許は、OSDLが運営するPatent Commons Projectにも登録されている。同プロジェクトを通じ、IBM社はオープンな技術によるイノベーションを起こしていきたいと考えている。同社は、開放した特許の権利をOSDLに委ねることはせず、これらの特許を使用するプロジェクト、及び、開発者を保護するためにも、特許の権利は留保し続けるとしている。IBM社が開放した特許の中にはOSが使用するダイナミック・リンク手法、ファイル・エクスポート・プロトコルに関するものなども含まれており、それら特許の詳細は、同社が発表した「Statement of Non-Assertion of Named Patents Against OSS」に記されている。

同社の知的財産権と担当しているJim Stallings副部長（当時）によると、同社がオープン・コミュニティに提供した500件の特許の価値を金額に換算すると、数千万ドルになるという。同社は研究開発に毎年約500万ドルを費やしており、これら500件の特許の維持管理にかかる費用も自己負担にするとしている。同氏は、Patent Commonsは経済発展をもたらすとしており、オープンソース・プロジェクトによってオープン・スタンダードが定着することで、必然的に同社のハードウェアやソフトウェアの売り上げが伸びるのだという。同社は今後も、オープン・スタンダードに立脚していく方針であるという。

② IP Marketplace wiki

IP Marketplace wiki とは、世界各地の専門家および開発者との間で場所を問わずに議論する機会を設けることを目的に、同社が設立したオンラインフォーラムである。同社は 2006 年 5 月-6 月の 2 ヶ月に亘り、世界中の法律、学術、経済、政治、技術などの分野の専門家 50 人と共に、コラボレーション・ツールとして知られている wiki 技術を活用して、オンラインで知財創出管理に関する課題について討論した。同フォーラムは、知的財産市場においた新しいアプローチや考え方を促すため、参加者が自由に、オープンにアイデアを出し合えるような環境作りが考慮された。同社は、同フォーラムで出された議論に基づき、知的財産市場の主要な特性を定め、同社における特許の創出と管理に関する企業方針をまとめた「Building a New IP Marketplace」を発表した。

今回、世界各地の専門家による特許に関する話し合いに利用された IP Marketplace Wiki では、6 つのセクションに分けて議論する場を設けており、それぞれセクションにおいて、「特許の品質 (Patent Quality)」、「透明性 (Transparency)」、「整合性完全性 (Integrity)」、「評価査定 (Valuation)」、「柔軟性 (Flexibility)」に関する議論が行われた。同社は、同フォーラムでの議論を基に、知的財産に関する 6 つの基本理念を発表した。

知的財産に関する 6 つの基本理念

1. 開発者は、特許に出願する際、質の高さと明確性に注意すること。
2. 特許の所有権が明白であること。
3. 特許取引に関わる個人、組織は誠実に対応しなくてはならない。
4. 特許の価値は、自由市場の原理に基づいて公平に決定されること。
5. 市場は、多種の形式の発明をサポートするため必要な柔軟性のある仕組みを提供すること。
6. 上記 5 つの条件が、全世界共通で導入できるレベルであること。

同社は、上記の基本理念に基づき、特許の創出や管理に関する具体的な方針を発表した。同社は、以下 4 つの方針を世界規模で導入していくとしている。

特許の創出と管理に関する IBM 社の企業方針

1. 特許出願人は、特許出願の質と明確性に責任を持つべきで、特許出願にあたっては、十分な先行技術調査を行い、明細書と特許請求の範囲は明確に記載する。特許出願の前に特許性があるかどうか調査に加え、出願する特許庁にすべての関連先行技術を提供する必要がある。
2. 特許出願は、一般による審査にされるべきあり、通常、特許出願は申請してから 18 ヶ月後に自動的に公開されない場合は出願人が 18 ヶ月後の公開を求める。出願人はまた、公開された特許出願に関する一般のコメントを認め、特許審査の過程で、最良の先行技術やその他の関連情報を特許庁が入手できるようにする。
3. 特許の権利所有者が明白で、識別容易であるべきであり、特許権者は、ペーパー・カンパニーの会社名で特許を登録するのではなく、自身の名義で特許を登録すべきである。また、特許出願人は、その特許出願の本来の権利者が誰なのか、出願書類にその権利者の氏名を記載する。
4. 技術的な利点が欠落している純粋なビジネス方法は特許を受けるべきではない。その一方、技術的な利点を持つ発明は、特許要件をすべて満たしている限り、特許取得可能である。同様のビジネス方法に関する特許を他人が取得することを阻止する場合、特許を取得することによってではなく、イノベーションを公表することによってそれを行うこと。

また、同社はこの方針を速やかに導入、支援していくために、いくつかの対策を実施していく予定である。主な対策として、「同社の技術者達は USPTO の特許審査に協力する」、「自社が出願する特許をコミュニティによる特許レビューに提供する」、「同社の保有するビジネス方法に関する特許 100 件以上を一般に開放する」などが挙げられている。同社は、これらの方針や活動が広く受け入れられれば、特許出願や特許訴訟の増加への対応に追われている現行の司法制度や行政制度への負担が軽減されると考えている。

(2) Sun Microsystems 社

Sun 社は、表立ってオープンソース・コミュニティの活動に参加をしていないが、現在、独自で同社の開発したソフトウェアやハードウェアのオープンソース化を行っている。

最近の動向としては、既述のように、同社は 2006 年 11 月、GPL バージョン 2 の下で Java ソフトウェア「Java Platform Micro Edition (Java ME)」と「Java Platform Standard Edition (Java SE)」のソースコードを公開すると発表した。また、これまで自社策定オープンソース・ライセンス「Common Development and Distribution License (CDDL)」の下で公開していた「Java Enterprise Edition (Java EE)」にも GPL バージョン 2 を適用するとしている。

以下に、同社が行っている 3 つの取り組み（OpenSolaris、OpenMedia Commons、OpenSparcProject）について報告する。

① OpenSolaris Project

2005 年 1 月、Sun 社は、同社の OS「Solaris 10」を Common Development and Distribution License (CDDL) ライセンスの下で、オープンソースの

「OpenSolaris」として提供していくと発表した。CDDL とは、Sun 社が策定し、OSI により承認されたオープンソース・ライセンスのことである。また、同社は、「Solaris 10」のオープンソース化と同時に、オープンソース開発者向けに自社のソフトウェア特許も公開した。ただし、公開された約 1,600 件の特許は、同社の CDDL でのみ使用を許可するという条件付のものである。

業界関係者によると、CDDL 下でのオープンソース化は、同社が表面上、オープンソース開発者にソフトウェア特許を公開するとしておきながら、実は Solaris でなく Linux の開発に取り組んでいる開発者に対して訴訟を起こすためではないかと警戒する見方もある。特許監視団体の Public Patent Foundation (PUBPAT) は、特許開放に関する詳細が不明瞭であると異議を唱え、Sun 社に対して公開書簡を送った。同団体は、Sun 社が一般公開した特許に対して、開発者がどのような権利を持つことができるのかが明確にされていないと指摘している。また、Sun 社が後になって、特許侵害を追求することができるのかどうかをオープンソース・ソフトウェアの開発者に対してはっきりと説明するべきだとしている。また、同団体は、Sun 社と Microsoft 社との関係が特許やオープンソース・コミュニティに与える影響についても懸念を示している。PUBPAT は、IBM 社が OIN を通して行った特許 500 件の公開については、その使用条件が明確であると評価しており、Sun 社への批判とは対象的となっている。

② Open Media Commons

Open Media Commons とは、Sun 社が開発を進める「Project DReaM (DRM/everywhere available)」をベースにし、ロイヤリティが不要でかつ互換性もある DRM 技術の実用化を目指したプロジェクトである。同プロジェクトは、Sun 社が開発した DRM アーキテクチャ「DRM-OPERA」、ビデオ・サーバ技術「Sun Streaming Server」、ビデオ・ストリーム管理技術「Java Stream Assembly」で構成されている。これらの技術は、CDDL が適用されている。同プロジェクト下の DRM 技術は、コンテンツ再生の権利を再生する機器ごとではなく、ユーザ毎に設定できるようにすることを目指している。例えば、あるユーザが 1 週間再生できるコンテンツの権利を購入すると、そのユーザはひとつの機器だけでなく、再生機能のある機器であればどれを使ってもコンテンツを 1 週間再生できるようになる。

オープンソース化された DRM 技術に対して、セキュリティの強度に関する疑問が出る。セキュリティの問題に関してオープンソース・コミュニティは、既に AES (advanced encryption standard) 暗号技術のオープンソース版が存在するため、セキュリティ・ホールを直し改善されたソースコードを開発することが必要であると指摘している。

業界では、InterTrust Technologies 社などの企業が DRM 技術の強力な特許を保有している中、オープンソースの DRM 技術が実現できるか疑問視されている。これに対して、Sun 社の Jonathan Schwartz 社長は、Dream DRM が提供する技術は InterTrust 社、ContentGuard 社や、MPEG LA 社が所有している特許を使わずに実現することができるかと述べている。

③ OpenSparc Project

Sun 社は 2006 年 3 月、OpenSPARC プロジェクトにおいて、「UltraSPARC T1」(開発コード名 : Niagara) プロセッサの基盤デザインを GNU GPL で公開していく予定であることを発表した。同プロジェクトは、同社の保有する SPARC シリーズの適合性を改善させ、Intel 社や AMD 社からプロセッサの市場シェア奪回を目的としている。同社は、同プロセッサの基盤デザインを Verilog フォーマット (デジタル回路設計用の論理シミュレータまたは、そこで使用するハードウェア記述言語) で公開することが、研究プロジェクトや市販製品の開発を推進するとしている。

同社は SPARC のデザイン公開に合わせ、UltraSPARC チップが実行できる命令セットを規定した UltraSPARC アーキテクチャ、チップデザイン上でソフトウェア

を検証するためのソフトウェアとシミュレーションモデル、このようなシミュレーションで利用できる OS 「Solaris 10」 を OpenSPARC.net サイトで公表している。

SimplyRISC 社は 2006 年 9 月、消費電力を抑えなくてはならない組み込み式のコンピューティングデバイス用に、シングルコアの「UltraSPARC T1」を開発したと発表した。Sun 社の UltraSPARC T1 には、「コア」と呼ばれる 8 つの処理エンジンがあるが、Simply RISC 社の「S1 Core」プロセッサには処理エンジンが 1 つしかなく、組み込みアプリケーション、例えば、ハンドヘルド・コンピュータ、セット・トップ・ボックス、デジタルカメラなどに最適である。また、SimplyRISC 社によると、S1 Core プロセッサは Unix と Linux で動作させることが可能である。

SPARC シリーズのプロセッサ搭載マシンでは、Unix 系 OS である同社の「Solaris」が主として使用されているため、同社は、Linux のプログラマたちに UltraSPARC T1 への対応に取り組むように働きかけている。また同社は、UltraSPARC T1 の基盤デザインにオープンソース・ライセンスを適用し、他社がその設計を採用して改良することを奨励しており、SimplyRISC 社による今回の発表は、同社の試みが実を結び始めていることを示しているといえる。

(3) その他の企業の取り組み

IBM 社、Sun 社だけでなく、他の企業もオープンソース・コミュニティに対して、各社が所有している特許の使用を許諾している。以下に、各社の特許開放戦略についてまとめた。

各社の特許開放戦略

| 企業名 | 加入団体 | | 特許開放戦略 |
|----------------------|------|-----|---|
| | OSDL | OIN | |
| Computer Associates | ○ | × | オープンソース活動に特許 14 件を公開、米 IBM とともに「Patent Commons」を推進（2005 年 9 月 7 日）。 |
| Novell | ○ | ○ | OIN 創設メンバー。 |
| Red Hat | ○ | ○ | OIN 創設メンバー。開発者の訴訟費用を補助するプログラム、Open Source Now Fund をもつ。 |
| Sony | × | ○ | OIN 創設メンバー、DRM 技術の Intertrust 社を Phillips 社と共同所有。 |
| Phillips Electronics | × | ○ | OIN 創設メンバー、DRM 技術の Intertrust 社を Sony と共同所有 |

| | | | |
|------------------|---|---|--|
| NEC | ○ | ○ | 2006年10月にOINに参加。 |
| IBM | ○ | ○ | OIN創設メンバー。 |
| Sun Microsystems | × | × | OpenSparc, OpenSolaris等の自社独自の活動を行っている。 |
| Intel | ○ | × | OSDLへの参加。 |
| HP | ○ | × | SCOからの訴訟に対する補償制度を顧客に提供。 |

(参考資料)

<http://lwn.net/Articles/43592/>
<http://sco.tuxrocks.com/Docs/RH/Doc-1.pdf>
<http://www.groklaw.net/>
http://news.com.com/IBM+issues+subpoenas+for+tech+giants+SCO+dealings/2100-7344_3-6041947.html
<http://lwn.net/Articles/66199/>
<http://www.linux-watch.com/news/NS2130519101.html>
<http://www.adti.net/>
<http://www.adti.net/ip/laches.050405.pdf#search=%22Intellectual%20Property%E2%80%944Left%22%81@>
<http://www.osdl.org/>
<http://www.techworld.com/applications/news/index.cfm?NewsID=3373>
<http://www.nytimes.com/2005/07/31/business/yourmoney/31digi.html?ei=5090&en=b674d209b5106a1b&ex=1280462400&adxnnl=1&partner=rssuserland&emc=rss&adxnnlx=1162936171-Mv1n7PHqiGOY0UaUvDD7KQ>
<http://www.fsf.org/>
<http://www.pubpat.org/forgentjpeg.htm>
<http://pubpat.org/softwarepatentwatch/>
<http://gplv3.fsf.org/gpl-draft-2006-01-16.html>
http://news.com.com/Stallman+unbending+on+software+patents/2100-7344_3-6027764.html
http://news.com.com/2100-7344_3-6031504.html
http://news.com.com/2100-7344_3-6034964.html
<http://lwn.net/Articles/200422/>
http://www.businessweek.com/technology/content/aug2006/tc20060818_977941.htm?campaign_id=rss_tech
<http://www.sun.com/smi/Press/sunflash/2006-11/sunflash.20061113.1.xml>
<http://www.pcpro.co.uk/news/83085/suns-schwartz-hints-at-gplv3-for-solaris.html>
http://news.com.com/2100-7344_3-6099475.html
<http://gplv3.fsf.org/>
<http://www.softwarefreedom.org/index.html>
<http://conservancy.softwarefreedom.org/>
<http://trends.newsforge.com/article.pl?sid=06/04/02/2029203&from=rss>
<http://www.opensource.org/index.php>
<http://www.li.org/>
<http://opensource.org/docs/links.php>
<http://www.opensource.org/docs/products.html>
<http://www.opensource.org/licenses/>
<http://www.opensource.org/docs/definition.php>
<http://www.sun.com/cddl/>
http://news.com.com/Open-source+overseer+proposes+paring+license+list/2100-7344_3-5596344.html?tag=n

http://news.com.com/2100-7344_3-5578799.html
http://groups.osdl.org/osdl_members/osdl_roster
<http://www.patent-commons.org/>
http://www.osdl.org/newsroom/press_releases/2005/2005_11_15_beaverton.html
http://news.com.com/2100-7344_3-5826752.html
http://www.osdl.org/newsroom/press_releases/2005/2005_08_09_beaverton.html
<http://osapa.org/>
<http://trends.newsforge.com/trends/06/09/15/153220.shtml?tid=147>
<http://www.openinventionnetwork.com/index.php>
<http://it.sys-con.com/read/272620.htm>
<http://www.linuxgram.com>
<http://informationweek.com/story/showArticle.jhtml?articleID=173601640>
<http://arstechnica.com/news.ars/post/20051110-5553.html>
http://www.openinventionnetwork.com/pat_owned.php
<http://www.ibm.com/ibm/licensing/patents/portfolio.shtml>
<http://www.ibm.com/ibm/licensing/patents/pledgedpatents.pdf>
http://domino.research.ibm.com/comm/www_innovate.nsf/pages/world_gio_ip.html
[http://domino.research.ibm.com/comm/www_innovate.nsf/images/gio-ip/\\$FILE/building_a_new_ip_marketplace-report.pdf](http://domino.research.ibm.com/comm/www_innovate.nsf/images/gio-ip/$FILE/building_a_new_ip_marketplace-report.pdf)
<http://www.sun.com/smi/Press/sunflash/2005-01/sunflash.20050125.1.xml>
<http://www.sun.com/smi/Press/sunflash/2005-01/sunflash.20050125.2.xml>
<http://www.internetnews.com/bus-news/article.php/3465901>
<http://www.openmediacommons.org/>
<http://www.openmediacommons.org/collateral/DReaM-Overview.pdf>
<http://www.ovum.com/news/euronews.asp?id=3065>
http://news.com.com/2100-1025_3-5840492.html
<http://www.sun.com/processors/opensparc/index.jsp>
<http://www.opensparc.net/>
<http://www.srisc.com/>
http://news.com.com/2100-1006_3-6114483.html
<http://www.infoworld.com/articles/hn/xml/02/11/13/021113hnsoneyinter.html>

このレポートに対するご質問、ご意見、ご要望がありましたら、
hiroyoshi_watanabe@jetro.go.jp までお願いします。